

令和 7 年度

公共施設へのデジタルサイネージ設置

一般競争入札

入 札 案 内 書

令和 7 年 1 1 月

大和市役所 市長室 広報課

◆事務の流れの概要

1 入札参加申込みの受付

令和7年11月17日（月）から11月27日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除いて、広報課（市役所3階）で受付します。
申込内容に基づき、参加資格等について調査を行います。



2 入札の実施

令和7年12月15日（月）午前11時から入札を行います。また、その
場で開札を行い、落札候補者を決定します。



3 落札候補者の決定

契約締結に向け、落札候補者の参加資格等について再調査を行い、落札候
補者を落札者として決定します。



4 契約の締結

落札者として決定後、7日以内に契約の締結を行います

目次

○公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札実施要領	1～4
1. 概要	1
2. 設置場所	1
3. 設置期間	1
4. 仕様等	1
5. 設置にかかる許可等の根拠	1
6. 入札の申し込み等	1～3
7. 入札当日	3～4
8. 入札後の事務手続きと契約保証金	4
9. その他	4
○公共施設へのデジタルサイネージ設置事業仕様書	5～9
1. 概要	5
2. 設置場所	5
3. 設置機器等	5
4. 実施期間	5
5. 稼働時間	5
6. 事業内容	5～6
7. 設置及び運用条件について	6
8. 表示コンテンツ	6～7
9. 広告について	7
10. 広告等の審査について	7
11. 広告内容の責任について	7～8
12. 保守について	8
13. 秘密の保持	8
14. 放映料等の納入	8
15. 機器の撤去及び移動について	8～9
16. その他	9
○デジタルサイネージ設置場所詳細	10～12
○様式1 入札参加申請書兼誓約書	13
○様式2 入札書	14
○様式3 委任状	15
○入札用封筒の作成について	16
○様式4 公共施設へのデジタルサイネージ設置に関する契約書（案）	17～24
○様式5 質問書	25
○関係法令抜粋	26～27
○参考：電気使用料決定通知書の例	28
○本件入札会場の案内図	29

1. 概要

市民への情報提供の機会の増加及び財源確保を目的として、市役所本庁舎等の待合スペースに、大和市のお知らせなどのほか、企業広告を放映するデジタルサイネージを設置します。

2. 設置場所

総設置数 計4カ所

1) 大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市役所本庁舎1階 計3カ所

①市民課待ち合いスペース 2カ所

②保険年金課待ち合いスペース 1カ所

2) 大和市渋谷五丁目22番地 IKOZA 1階 渋谷分室 1カ所

※詳細は「デジタルサイネージ設置場所詳細」(入札案内書(以下「案内書」といいます。))10ページ)をご確認下さい。

3. 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※設置及び撤去にかかる日数は含みません。

4. 仕様等

デジタルサイネージの詳細な仕様については、「公共施設へのデジタルサイネージ設置事業仕様書」(案内書5ページ)を参照ください。

5. 設置にかかる許可等の根拠

デジタルサイネージの設置に関する許可等は、設置場所により次のとおりとなります。

① 大和市役所本庁舎1階

設置に関する許可等の形態は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく「行政財産の目的外使用許可」となります。許可期間は当該年度内です(ただし、5年間の範囲で更新可能)。

② IKOZA1階 渋谷分室

同施設は、中央日本土地建物グループ株式会社が所有者であり、市との間で締結した賃貸借契約及び付随する覚書に基づき、設置を許可します。

6. 入札の申し込み等

1) 入札の日程

① 入札案内書の配布 令和7年11月 4日(火)から開始

② 参加申込み受付 令和7年11月17日(月)から11月27日(木)まで

③ 入札参加資格の確認通知 令和7年12月 5日(金)

④ 質問書受付期間 令和7年11月17日(月)から令和7年11月28日(金)まで

⑤ 質問書回答日 令和7年12月 5日(金)

⑥ 入札及び開札 令和 7 年 12 月 15 日（月）

※案内書に関する質問を提出する際は、上記受付期間に市長室広報課まで質問書（様式 5 案内書 25 ページ）をご提出ください。

2) 入札参加申込資格

次に掲げる、入札参加資格を全て満たす法人が入札に参加申込みをすることができます。

- ① 「かながわ電子入札共同システム」の大和市の資格者名簿に委託業種「広告・宣伝委託」の登録がされていること。
- ② 公共施設へのデジタルサイネージ等設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、この公告の日前 5 年の間に同様の業務実績があること。
- ③ 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日から落札決定までにおいて、停止措置処分を受けていないこと。
- ④ 法令等の規定により本事業に関連した許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- ⑤ 地方自治法、大和市公有財産規則（昭和 45 年大和市規則第 12 号）及び大和市契約規則（昭和 55 年大和市規則第 38 号）を理解し、関係法令を遵守した上で案内書に示す業務を履行できること。

3) 入札参加申込みの受付

① 申込方法

入札参加申込みの受付は次の期間と場所で行います。ご郵送や FAX による受付は行いません。必ず、持参して提出してください。

※なお、混雑の緩和及び待ち時間の縮減のため、ご来庁される日時をあらかじめ電話にて、広報課（046-260-5314）まで必ずお知らせください。

◆期間： 令和 7 年 11 月 17 日（月）から 11 月 27 日（木）まで

（ただし、土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

<午前> 午前 8 時 45 分から午前 11 時 45 分まで

<午後> 午後 1 時 00 分から午後 4 時 45 分まで

◆場所： 大和市役所 市長室 広報課 市政 PR 戦略係（市役所本庁舎 3 階）

② 提出書類

- (1) 入札参加申請書兼誓約書（様式 1 案内書 13 ページ）
- (2) 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）
登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）及び印鑑証明書
- (3) 設置機器の仕様が分かる資料（任意書式、各機器の定格消費電力量がわかるもの）
- (4) 公共施設へのデジタルサイネージ等設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、公告の日前 5 年の間の同様の業務実績をまとめた資料（任意書式）

4) 入札保証金

免除

5) 入札書及び入札金額

① 入札書

入札には、所定の入札書（様式２）を使用してください。入札書を封筒に入れ、入札者の所在地、名称及び代表者名を封筒に表記してください（案内書１６ページのラベルを切り取って、これに記入し、１６ページの作成例に従い封筒に貼付してください。）。入札書に使用する印鑑は、入札参加申請書に押印したものを使用してください。

また、入札書には黒又は青色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください（鉛筆や消せるボールペンは使用できません。）。

誤字又は脱字を加除訂正したい場合は、その箇所又はその付近に押印してください。

ただし、金額の訂正は出来ませんので、入札書は作り直してください。

② 入札金額

入札金額は、１年間の放映料を合算した額で、電気料、消費税及び地方消費税並びに土地建物使用料を加算しない金額を記入してください。入札金額の記入には、アラビア数字を使用してください。

7. 入札当日

1) 入札会場

入札は、次のとおり実施します。事前に入札参加申請書等を提出された方で、かつ、指定の受付時間までに受付を行った方が、入札に参加できます。また、１者（１社）のみ参加の場合でも入札を実施します。

◆会場：大和市役所 会議室棟２０２会議室（案内書２９ページ）

◆実施日：令和７年１２月１５日（月）

◆受付：午前１０時００分から午前１０時５０分まで

◆入札開始時刻：午前１１時００分から

2) 受付

入札会場では、到着した順番で次の書類等の確認を行います。これらの中で確認できないものがあつた場合には、入札に参加できませんのでご了承ください。

(1) 入札書が入っている封筒

(2) 代表者及び申込者本人の身元を確認できるもの（運転免許証、顔写真付の社員証など）

※委任された者が入札に参加する場合は不要です。

(3) 委任状（様式３）及び委任された者の身元を確認できるもの（運転免許証、顔写真付の社員証など）

※代表者及び申込者本人以外が入札に参加する場合のみ確認します。

3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 参加資格のない者が行った入札又は委任状の提出のない代理人が行った入札

(2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

(3) 予定価格に達しない入札

(4) 同一の者により行われた２通以上の入札

- (5) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (6) 「公共施設へのデジタルサイネージ設置事業仕様書」（案内書 5 ページ）を満たしていない場合
- (7) その他本案内書において無効とするもの

4) 落札候補者の決定

- ① 全参加者の受付及び確認が終了次第、直ちに入札を実施します。
- ② 入札書投入完了後、直ちに開札を行い、予定価格以上で、かつ、入札無効に該当しないもののうち、最高の価格で入札を行った者を落札候補者とし、この落札金額を 1 年間の放映料とします。
- ③ 最高価格の入札が同額で 2 者以上ある場合は、直ちに、くじにより落札候補者を決定します。
- ④ 再度の入札は実施しません。
- ⑤ 入札結果については、落札者決定後に、落札者名、落札金額及び入札参加者数を大和市ホームページで公表します。

5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

8. 入札後の事務手続きと契約保証金

1) 入札後の事務手続き

- ① 落札者候補者は、財産使用申請書を提出してください。
- ② 入札が終了した後、市は、落札候補者と契約事項に関する最終確認及び協議を行います。
- ③ 契約締結に向け、落札候補者の入札参加資格等の再調査を行い、落札候補者を落札者として決定します。落札者には決定通知書を発行し、併せて電話等でも通知します。

2) 契約保証金

免除

3) 契約の締結

- ① 落札者決定後、7 日以内（決定通知書発行日から 7 日以内）に契約を締結していただきます。
- ② 契約書には、収入印紙を貼付していただきます。この収入印紙は落札者の負担となります。
- ③ 契約書 2 通のうち、収入印紙貼付の 1 通は大和市が保管し、1 通は落札者にお渡しします。

9. その他

大和市契約規則等の関係法令に従って入札及び契約を行います。

公共施設へのデジタルサイネージ設置事業仕様書

1 概要

市民への情報提供の機会の増加及び財源確保を目的として、市役所本庁舎等の待合スペースに、大和市（以下「市」という。）のお知らせなどのほか、企業広告を放映するデジタルサイネージを設置する。

2 設置場所

（１）大和市下鶴間一丁目１番１号 大和市役所本庁舎１階 ３か所

①市民課待ち合いスペース ２か所

②保険年金課待ち合いスペース １か所

（２）大和市渋谷五丁目２番地 IKOZA １階 渋谷分室 １か所

※設置場所の詳細については別紙参照

3 設置機器等

・５０インチモニター	計４基
・モニター設置部材	一式
・その他デジタルサイネージ設置及び配信に必要な機器	一式

4 実施期間

契約締結日から令和１３年３月３１日まで

【図面作成・設置工事期間】契約締結日から令和８年３月３１日

【放映期間】令和８年４月１日から令和１３年３月３１日

※期間の更新は認めないものとする。

5 稼働時間

庁舎開庁日の午前８時３０分から午後５時まで。ただし、市民課等の窓口が閉庁している場合を除く。

6 事業内容

- （１）機器一式の設置及び放映に関すること。
- （２）掲出する民間広告の広告主募集及び民間広告制作に関すること。
- （３）広告等へのクレーム対応に関すること。
- （４）機器一式の維持管理及び事故、障害発生時の対応に関すること。
- （５）実施期間満了後、機器一式を撤去し原状回復すること。
- （６）後述する「放映料」、「電気料」及び「土地建物使用料」を納付すること。

(7) その他「仕様書」を満たすこと。

7 設置及び運用条件について

(1) 本契約締結後、令和8年3月31日までに機器一式の設置を完了させること。なお、設置にあたっては、施工方法や工事の詳細日程などについて市と十分な協議のうえ決定することとする。

(2) 機器の交換や更新は閉庁時間中に実施すること。

(3) 機器一式の購入費、設置工事費、維持管理費、修繕費、電気料、情報通信料及びコンテンツ使用料など、設置及び運用に係る経費の一切は事業者が負担すること。

(4) 電源については、事業者が電源工事を行い、付近に既設されている配線を延線し供給すること。また、使用する電源の現行の電気使用量を測定し、周辺機器の電源供給に影響を及ぼさないよう処置を講ずること。

(5) ネットワーク型デジタルサイネージを導入し、インターネット環境の整備は事業者が行うものとする。なお、インターネット環境については、有線ではなく無線（無線LAN/Wi-Fi）とする。

(6) デジタルサイネージは見やすい配色、大きな文字等の構成に配慮することとする。

(7) デジタルサイネージの設置にあたっては、地震等の際の転落・転倒に対する防止策を十分講ずるとともに、現地調査を行い、転落・転倒の危険性が無いか調査結果を提出すること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応することとする。

(8) 事業者は、定格消費電力量、1kWh当たりの電気料等を基に市が算出した電気料を、毎年度支払うものとする。なお、渋谷分室の電気料は本庁舎の契約単価を基に算出し、本庁舎と渋谷分室に分けて支払うこととする。

(9) 事業者は、大和市役所本庁舎への機器設置について、行政財産の目的外使用にかかる土地建物使用料を毎年度支払うものとする。

(10) 設置物の寸法及び詳細の設置位置が分かる図面を提出すること。

8 表示コンテンツ

表示する情報は次に掲げるものとし、文字情報、動画、静止画により無音で放映する。複数のコンテンツを7～10分間程度のサイクルに組み込み、繰り返して放映することとする。

(1) 市政情報：表示時間は1サイクルのうち25%以上とすること

ア 事業者は、市の依頼する行政広報映像等の情報をもとに、動画及び静止画によって表示物を作成し、放映する。行政広報映像等の情報は、事業者の作成する申込書（Word/Excel/Powerpoint形式）により、市から提供されるものとする。事業者は、月10本までの範囲で、データの受領から原則2週

間程度で表示物を作成し、放映する。なお、放映データ作成・更新にかかる費用は、事業者の負担とする。

イ 「ア」以外で、市が作成した表示物の更新・放映作業を、市のインターネット環境から行えるようにすること。事業者は、システムの操作マニュアルを作成し、市にデータ（PDF 形式）で提供するものとする。

（２）民間広告：表示時間は１サイクルのうち７５％以下とすること

事業者は、自ら広告主の募集、動画及び静止画広告の制作を行い、放映する。

９ 広告について

（１）民間広告の募集、制作は事業者が行うこと。

（２）広告内容については、「大和市広告掲載に関する規則（平成２０年３月３１日規則第２３号）」を遵守すること。

（３）市は、広告主又は広告内容が（２）に掲げる事項を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の修正を指示することができ、事業者はこれに従う。なお、これに要する費用は事業者の負担とする。

（４）市は、事業者が（３）に掲げる事項を満たさなかった場合は、事項が満たされるまでの間、事業者に対してデジタルサイネージの一時撤去又は広告映像の一時削除を指示することができ、事業者はこれに従う。なお、これに要する費用は事業者の負担とする。

（５）広告主は地域事業者を中心とするよう努めること。

（６）掲出する広告等については、事業者による十分な審査を行った上で、市の事前審査及び承認後に掲載すること。

（７）広告に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。

（８）広告内容については市が推奨するものではなく、広告である旨を明記すること。

（９）広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。

１０ 広告等の審査について

（１）広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに、広告物の出力見本を提出すること。

（２）広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行う。また、市は審査により広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は事業者の負担とすること。

１１ 広告内容の責任について

（１）広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負

担を負わない。

- (2) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて、合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (3) 市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

1 2 保守について

保守については、事業者の負担において以下の体制を確保すること。

- (1) 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- (2) 障害発生時には代替措置を含む十分なサポートを実施すること。
- (3) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- (4) 市からの問合せ等に対し、円滑に応答できる体制を確保すること。

1 3 秘密の保持

- (1) 事業者は、本事業において知り得た情報を第三者に対して、漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、本事業で得た全ての資料及び情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

1 4 放映料等の納入

- (1) 放映料、7(8)により求めた電気料及び土地建物使用料(以下「放映料等」という。)を年度ごとに市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。
- (2) 放映料は、入札により決定した金額に消費税相当額を加算した額とする。なお、放映料の消費税相当分については、市からの請求日時点での税率によるものとする。
- (3) 納付された放映料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

1 5 機器の撤去及び移動について

- (1) 市は、事業者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合において、事業者は機器一式を撤去し、かつ、設置前の原状に復さなければならない。なお、既に納付済みの放映料等は返還しない。
- (2) 実施期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直しあるいは社会情勢等により、設置場所の変更や広告掲示の全部または一部を中止することがあ

る。

- (3) 合理的な理由により、機器等の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担すること。
- (4) 撤去の際は原状回復し、かかる費用については事業者が負担すること。

16 その他

- (1) 事業者は、市の審査等により、広告の掲載が認められなかった場合、広告内容修正あるいは広告主の変更を行った場合、広告の一時撤去・一時削除等がなされた場合、若しくは、設置機器の移動・保全措置等を行った場合、または、事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、市に損害賠償を請求しないものとし、広告主に対して、損害賠償等の必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。
- (2) 事業実施に際して疑義が生じた場合は、その都度市と事業者が協議のうえ対応を決定するものとする。
- (3) 本事業の全部を第三者に委託もしくは委託に準じた作業の依頼（以下「再委託」という。）は原則禁止とする。ただし委託内容の一部で必要な場合は、当該第三者の技術者（作業員）を定め、書面（任意）を提出して許可を得ること。
- (4) 業務を実施するにあたっては、大和市役所環境マネジメントシステムの「環境方針」の主旨を理解し、遂行すること。
- (5) 市への提出書類および添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (6) 市へ搬入する製品の梱包材等は破損しない程度に簡易にするとともに、持ち帰ること。
- (7) 業務を実施するあたり、車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。また、駐車場所は、市役所本庁舎敷地内の駐車場を利用すること。
- (8) 業務を実施するあたり、「大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成 20 年大和市条例第 20 号）」の趣旨を理解し、業務を行うこと。
- (9) 業務を実施するあたり、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成 22 年大和市条例第 13 号）」の趣旨を理解し、遂行すること。
- (10) 本仕様書に定める業務の履行に際して、市が必要と認めるときは、業務実施状況に関する確認又は履行途中における検査を求めることがあるので、これに対応すること。また、業務の手法等に関する改善について、必要に応じ協議すること。

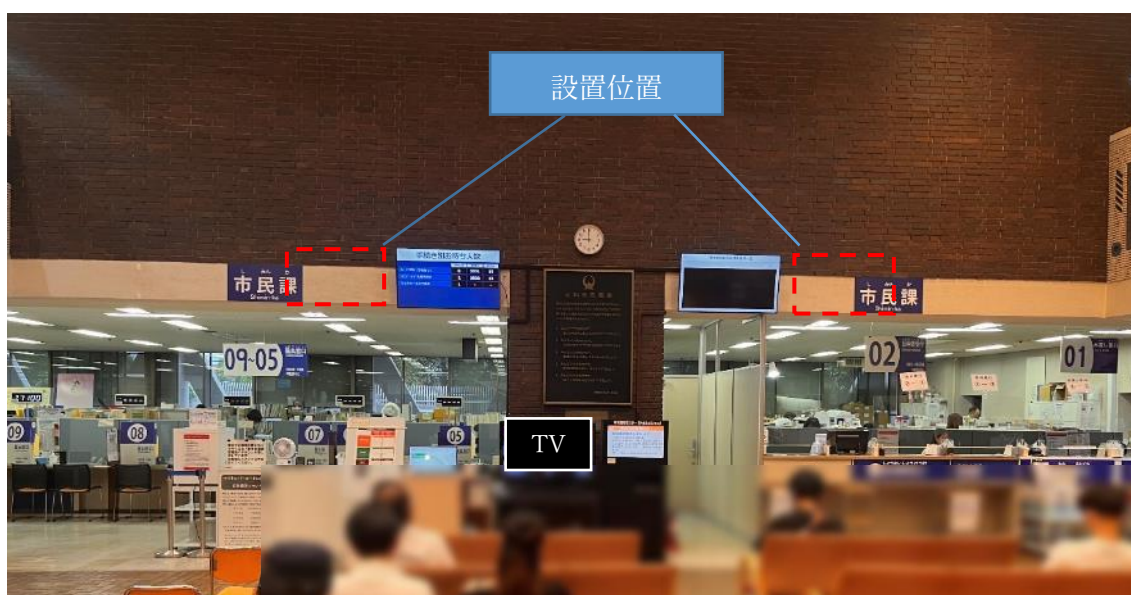
デジタルサイネージ設置場所詳細

※いずれも落札後、現地調査を行い、詳細な設置方法と位置を決定するものとする。

※いずれもスピーカー等の音は出さないものとする。

①大和市役所本庁舎1階 市民課待ち合いスペース（2カ所）

- ・下記位置のコンクリート製の壁面に金具等で固定すること。
- ・見上げた時に下から画面が見やすいよう、画面角度をつけることができる仕様とすること。
- ・番号表示モニターと設置位置を合わせ、番号表示モニター視聴の妨げにならないようにすること。
- ・必要に応じて「市民課」の表示プレートを移動し固定すること。



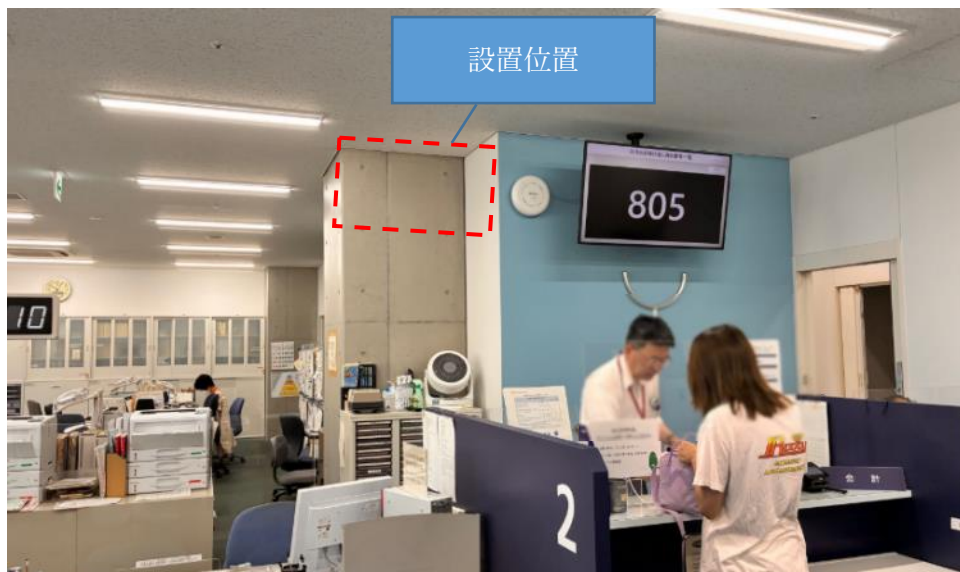
②大和市役所本庁舎1階 保険年金課待ち合いスペース（1カ所）

- ・下記位置のコンクリート製の壁面に金具等で固定すること。
- ・見上げた時に下から画面が見やすいよう、画面角度をつけることができる仕様とすること。
- ・番号表示モニターと設置位置を合わせ、番号表示モニター視聴の妨げにならないようにすること。



③渋谷分室（1カ所）

- ・ 下記位置の天井面に金具等で固定すること。
- ・ 見上げた時に下から画面が見やすいよう、画面角度をつけることができる仕様とすること。
- ・ 番号表示モニターと設置位置を合わせ、番号表示モニター視聴の妨げにならないようにすること。
- ・ 設置方法や工事の手法については、施設所有者の指示に従うこと。



入札参加申請書兼誓約書

大 和 市 長 あて

所在地

申請者 名 称

代表者



(印鑑登録済の印)

公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札に参加したいので、申込みをします。

設置場所		所 在 地
大和市役所本庁舎 1 階	市民課待ち合いスペース：2 か所	大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号
	保険年金課待ち合いスペース：1 か所	
IKOZA 1 階 渋谷分室	渋谷分室：1 か所	大和市渋谷五丁目 2 2 番地 IKOZA 1 階

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約し、これらのことが事実と相違することが判明した場合には、本入札に関して貴市が行う措置に異議の申立てを行いません。

- 1. 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び大和市契約規則（昭和 5 5 年大和市規則第 3 8 号）第 3 条第 1 項の規定に該当していません。
- 2. 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項の規定に該当していません。
- 3. 現在、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません（ただし、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けた場合は除く。）。
- 4. 現地の状況、入札案内書の内容等全て承知のうえ申し込みます。

担当者氏名

電話番号

入札書		公共施設へのデジタルサイネージ設置									
令和 年 月 日											
大 和 市 長 あて											
所在地 _____											
商号又は名称 _____											
入札者											
代表者職氏名 _____ 印											
代理人氏名 _____ 印											
件 名		公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札									
金 額					百万				千		円
備 考		設置場所						所 在 地			
		大和市役所本 庁舎 1 階		市民課待ち合いスペース： 2 か所				大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号			
				保険年金課待ち合いスペース： 1 か所							
		IKOZA 1 階 渋谷分室		渋谷分室：1 か所				大和市渋谷五丁目 2 2 番地 IKOZA 1 階			

(注) 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入してください。

(注) 記載する金額は、1 年間の放映料の合計で、電気料金と土地建物使用料、消費税を加算しない金額を記入してください。

委 任 状

大 和 市 長 あ て

私は、(氏名)を代理人と定め次の事項を委任します。

委 任 事 項

Ⅰ 公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札に関する一切の権限。

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

(住 所) _____

委任者 (名 称) _____

(代表者名) _____ 印

(印鑑登録済の印)

入札用封筒の作成について

下の図に必要事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に貼付してください。

公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札	
	入札者の住所氏名
	住所又は所在地
	氏名又は名称
	及び代表者名

◆作成例 (表面)

公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札	
〇〇	入札者の住所氏名
	住所又は所在地
	氏名又は名称
	及び代表者

(裏面)

様式 4

公共施設へのデジタルサイネージ設置に関する契約書（案）

大和市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、デジタルサイネージの設置、運営、維持管理等について、本契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（設置場所）

第2条 デジタルサイネージを設置する場所（以下「設置場所」という。）は、別表のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、設置場所をデジタルサイネージの設置の用途（以下「指定用途」という。）のために自ら使用しなければならない。

2 乙は、設置場所を指定用途として使用するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（設置期間）

第4条 デジタルサイネージを設置する期間（以下「設置期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和8年3月31日までの期間内に現地調査及び機器の設置工事を行うものとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、設置期間の満了により終了し、更新しないものとする。

（使用の許可等）

第6条 乙は、大和市役所本庁舎に設置するデジタルサイネージについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の使用の許可を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により行政財産の使用の許可を受けた場合は、大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第4条に基づき、行政財産の目的外使用に係る土地建物使用料を納めなければならない。

（賃料）

第12条 乙が放映料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が放映料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は免除する。

(維持保全義務)

第14条 乙は、設置場所を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第15条 甲は、設置場所の維持補修の責を負わない。

2 設置場所の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は、設置場所を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(実地調査等)

第17条 甲は、設置場所について随時使用状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(甲による契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、手形、若しくは小切手の不渡りとなったとき、又は銀行の取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをされたとき。

- (4) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
 - (5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
 - (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (9) 設置場所及び設置場所が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約をしがたいと認めたとき。
- 2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするときは、この契約を解除することができる。この場合において、これによって生じた損失の補償については、甲、乙協議の上、決定する。

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項（第8条の2第1項又は第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第65条又は第67条による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (6) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

（1）法人等（法人、団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、乙が前項各号のいずれにも該当しないことを確認するため、警察法（昭和29年法律第162号）第36条第1項の都道府県警察に対して必要な事項を照会することができる。

（乙の都合による契約の解除）

第21条 乙が、自らの都合により契約の解除を希望する場合は、これを希望する日の3か月以上前までに、契約解除申出書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による契約の解除に当たって、乙が当該年度中に納付した放映料等は返還しないものとする。

3 甲は、乙が契約を解除した当該年度及びその次の年度にデジタルサイネージ設置に係る公募入札を実施した場合にあっては、乙の参加を拒むことができる。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除をした場合は、乙に対して、1年間の放映料に相当する金額の違約金を請求することができる。

5 前項の規定による違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、設置期間が満了したとき、又は契約の解除があったときは、甲の指定する日までに設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(設置料の返還)

第23条 甲は、第19条第2項の規定により、この契約が解除されたときは、既納の放映料等のうち、乙が設置場所を甲に返還した日以降の未経過期間の設置料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第25条 乙は、設置期間が満了したとき、又は第19条(第2項を除く。)から第22条までの規定により契約が解除されたときにおいて、設置場所に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴の管轄は、大和市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

甲

住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

名 称 大和市

氏 名 大和市長 古谷田 力 印

乙

住 所

名 称

氏 名 印

別表（第 2 条関係）

デジタルサイネージ設置場所

	施設名称	設置場所	個数	所在地
1	大和市役所本庁舎	1 階 市民課待合スペース	2	下鶴間一丁目 1 番 1 号
2		1 階 保険年金課待合スペース	1	
3	高座渋谷駅前複合ビル IKOZA	1 階 渋谷分室待合スペース	1	大和市渋谷五丁目 2 2 番地

大和市長 あて

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

質 問 書

公共施設へのデジタルサイネージ設置一般競争入札案内書について、次のとおり質問します。

質問 番号	入札案内書ページ	質 問 内 容

(備考)

1. 用紙はA4版としてください。
2. 質問事項ごとに番号を付けてください。
3. 質問する内容が記載されている入札案内書ページ番号、条項番号等を記載してください。

■関係法令抜粋

◆地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◆大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第3条 令第167条の4に規定する者及び次に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。ただし、物品の売払い又は貸付けの場合にあつては、市長は、必要により第1号又は第2号の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

- （1）引き続き1年以上その営業に従事していない者
- （2）国税、都道府県税又は市町村税を納付していない者
- （3）大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条例第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条例第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

◆地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

◆大和市暴力団排除条例（平成 23 年大和市条例第 4 号）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力的排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （2） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- （3） 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- （4） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- （5） 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(参考：電気使用料決定通知書の例)

令和7年4月1日

●●●株式会社

ご担当者様

大和市長 古谷田 力

デジタルサイネージの設置にかかる電気使用料決定通知書(本庁舎)

このことについて、下記の内容で電気使用料を決定しましたので、別紙の納付通知書をもって、ご納付いただきますよう、お願いします。

●年 度

令和7年度

●設置の期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

●稼働日数

245 日

●定格消費電力

650 w

消費電力	電気料金(年額)
200 w 未満	6,000 円
200 w ~ 300 w 未満	15,000 円
300 w ~ 400 w 未満	21,000 円
400 w ~ 500 w 未満	27,000 円
500 w ~ 600 w 未満	33,000 円
600 w ~ 700 w 未満	39,000 円
700 w ~ 800 w 未満	45,000 円
800 w ~ 900 w 未満	51,000 円
900 w ~ 1,000 w 未満	58,000 円
1,000 w ~ 1,100 w 未満	64,000 円
1,100 w ~ 1,200 w 未満	70,000 円
1,200 w ~ 1,300 w 未満	76,000 円
1,300 w ~ 1,400 w 未満	82,000 円
1,400 w ~ 1,500 w 未満	88,000 円
1,500 w 以上	97,000 円

○年間電気使用料

39,000 円

○日割り計算

$$\times \frac{245}{365} = 26,178 \text{ 円}$$

(端数切捨て)

○電気使用料決定額

26,178 円

※電気使用料決定通知に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。

※そのほか、年度中の稼働日数及び定格消費電力については、仮の数値を入力しています。

大和市役所

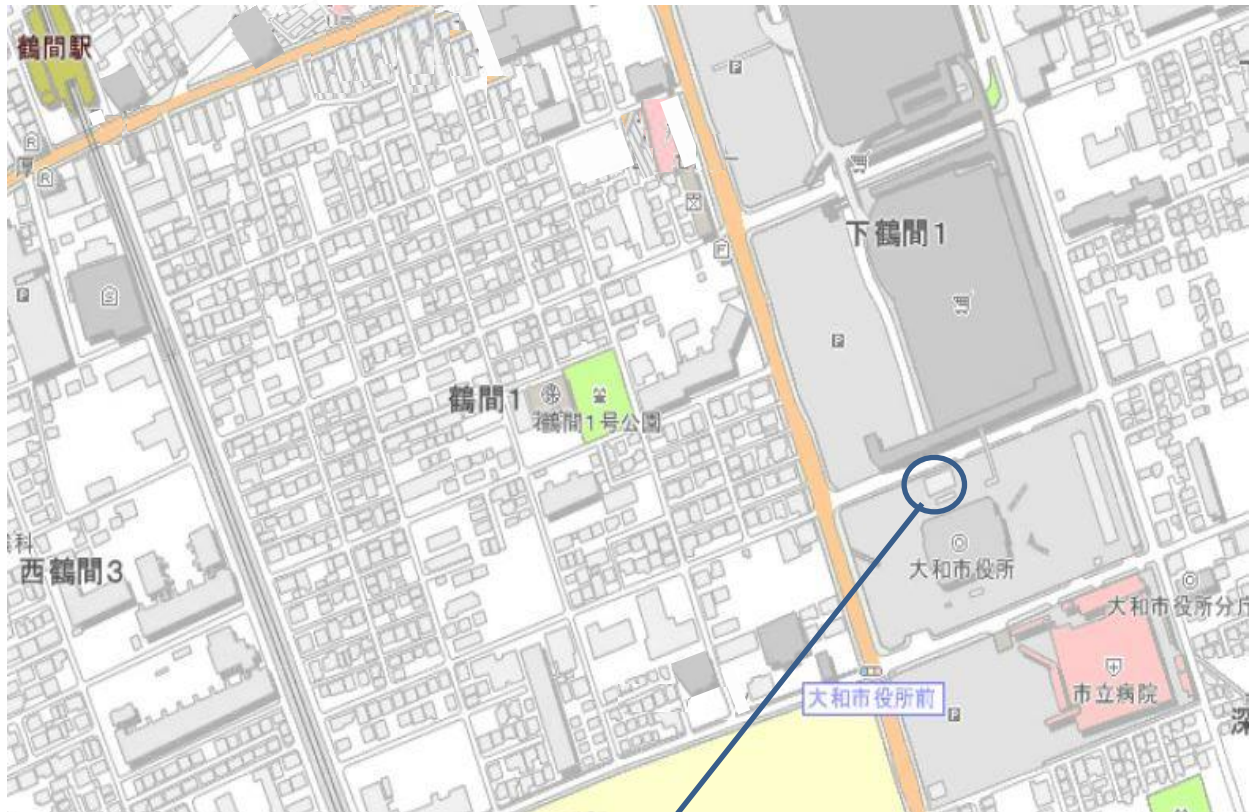
広報課市政PR戦略係

担当： ○○ ○○

046-260-5314

28

本件入札会場の案内図



[所在地] 大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市役所 会議室棟202会議室(2階)

※大和市役所北側敷地内の建物となります。